

## 2 貸金業者登録変更届出書に必要な書類

### (1) 変更から「2週間以内」に届出が必要なもの

- 変更届出書＜必要部数：正本1部、副1部（コピー可）＞
- 添付書類 ＜必要部数：1部＞

変更内容	商号及び住所 *9	【個人】	【法人】				使用人			貸金業務取扱主任者	業務方法等
		事業主	役員・株主・法定代理人				就任	退任	氏名		
		氏名	就任 *5 *8	退任 *5	役職	氏名					
変更届出書（様式第5号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1号第2面	○	○	○	○	○	○					
第1号第3面							○	○	○		
第1号第4面										○	
第1号第5面											(○) *1
第1号第6面											○
第1号第7面											○
第1号第8面											○
添付書類	登記事項証明書 （法人登記）（注1）	○	○ *4		○ *6						
	戸籍抄本・在留カード・ 特別永住者証明書		○ *2			○ *2			○ *2		
	誓約書 （様式第1号の3）			○	(○) *7		○			○	
	様式第3号の2			○			○			○	
	履歴書（様式第2号第1面）			○			○				
	公的証明書の写し （様式第2号第2面）			○			○				
	住民票の抄本（注1）			○			○			○	
	破産者等に該当しない旨 の官公署の証明書（注1）			○ *3			○ *3			○ *3	
貸金業務取扱主任者の登録 （更新）完了通知（写）									○		

- \*1 インターネットによる貸付申込み方法がある場合は、利用するホームページアドレス・メールアドレスを記載。
- \*2 外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間は外国人登録証明書でも可。
- \*3 本籍地の市区町村から「破産者で復権を得ないものに該当しないことの証明」（身分証明書）を1通。  
（市区町村によっては、身分証明書として「禁治産者・準禁治産者（成年被後見人・被保佐人とみなされるもの）に該当しないことの証明」に関する記載も併せて表記されたものが交付される場合がございます。そのような場合は、発行された書面をご活用いただけますので、そのままご提出ください。）（\*3の書類は、外国人の場合は不要です。）  
法務局の「成年被後見人及び被保佐人に該当しないことの証明」（登記されていないことの証明書）は不要。
- \*4 役員就任後2週間の届出に間に合わない場合は、事後提出も可。
- \*5 貸金業法施行規則第5条の4第1項第3号に基づく、貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する役員が退任した場合は、代わって新たに就任する貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する役員の業務経験を証明する書面（在職証明書、厚生年金加入記録の写し等）の提出が必要です。（当該新任役員が過去に大阪府知事登録業者において貸付業務の経験が確認できる場合を除く）
- \*6 登記事項証明書（法人登記）の役職名に変更がある場合に限り提出が必要です。
- \*7 役員（取締役等）が代表取締役役に就任した場合のみ必要です。
- \*8 役員がすべて変更される等の場合、株主等の状況を確認するため「株主又は社員の名簿、親会社の株主又は社員の名簿」（別紙様式第3号）を提出していただく場合があります。
- \*9 住所とは、貸金業の営業の有無にかかわらず登記簿上の本店所在地のことを指します。（登記簿上の本店所在地の移転であれば事後の届出、営業所の移転であれば事前の届出が必要です。）

#### 【注意】

- 1 官公署が証明する書類は、申請の日前3か月以内に発行されたものを添付してください（コピー不可）。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができます。（旧氏及び名を証する書面の提出が必要です。）

(2) 変更内容について「事前」に届出が必要なもの

- 変更届出書<必要部数：正本1部、副本1部（コピー可）>
- 添付書類 <必要部数：1部>

変更内容	営業所			連絡先等
	移転・新設 * 1	廃止	名称	
変更届出書 (様式第5号)	○	○	○	○
第1号第2面	(○) * 2			(○) * 4
第1号第4面	○	○	○	(○) * 4
第1号第5面				○
第1号第7面				(○) * 5
添付書類	登記事項証明書 (法人登記) * 3	(○)		
	営業所の所有等 態様を証する書 面	○		
	営業所の地図・ 見取り図・写真	○		
	代理店契約書の 写し	△		
	A T M等利用契 約書の写し	△		
	登記上の本店・ 支店で貸金業務 を営まない旨の 誓約書	△		
	他の貸金業者と 同一場所に営業 所を設置する際 の対処方法を記 した書面	△		

- \* 1 新設の場合は、貸金業務取扱主任者の就任の届出書類も必要
- \* 2 登記事項証明書（法人登記）上の本店所在地が移転、または個人登録の業者で現登録営業所と異なる所在地に移転する場合に必要
- \* 3 登記事項証明書（法人登記）上の本店所在地の移転、支店の移転・新設の場合に必要
- \* 4 申請者又は法人の本店の連絡先の変更の場合に必要
- \* 5 インターネットによる貸付申込み方法がある場合に必要

【注意】

- 1 官公署が証明する書類は、申請の日前3か月以内に発行されたものを添付してください（コピー不可）。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができます。（旧氏及び名を証する書面の提出が必要です。）

ご不明点がありましたら、貸金業対策グループ（06-6210-9506）までお問合せください。